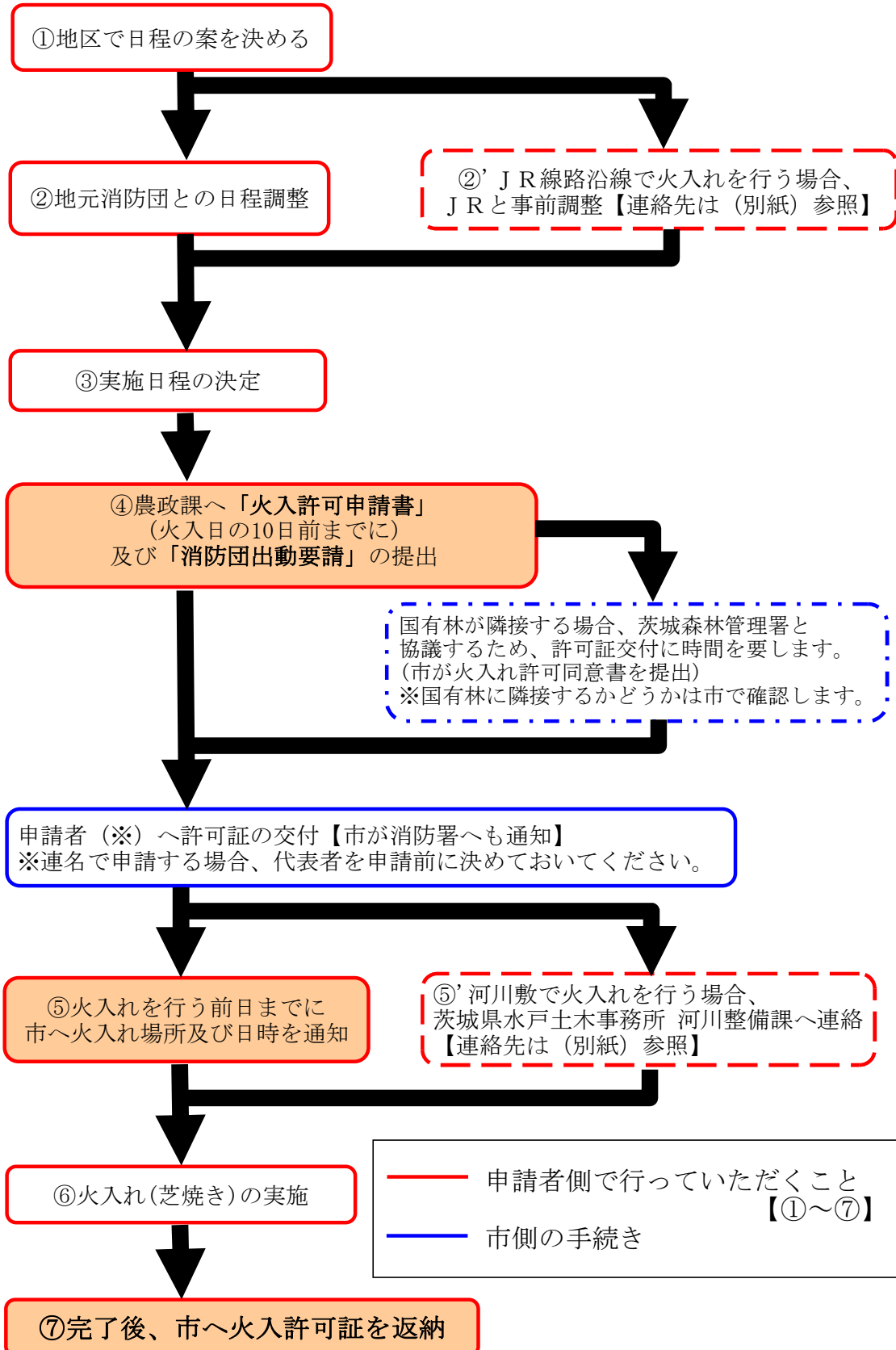


火入れ許可の流れ

※消防団・J R等との事前協議及び許可後の茨城県水戸土木事務所への連絡調整は、申請者側で行ってください。
従来、消防署へ提出していただいていた「消防団出動要請」は、火入れ申請時のみ農政課でも受付可能となりました。



(別紙)

火入れ箇所が「線路法面」、「河川敷」や「高速道路の隣接地」に該当する場合、以下の手続きが必要になります。

◆線路法面に該当する場合（ＪＲ水戸線、ＪＲ常磐線共通）〔事前調整〕

市への許可申請の前に、管理者である「東日本旅客鉄道株式会社 土浦保線技術センター」へ連絡をしてください。

【連絡時期】

市へ火入許可申請をする前（事前調整）

（地元消防団との日程調整と並行して連絡してください）

【連絡方法】

電話で以下の【連絡事項】をお伝えください。

【連絡事項】

火入れをする日時、場所、責任者となる方の氏名・住所・連絡先をお伝えください。

（詳しくは担当職員より指示があります。）

【連絡先】

ＪＲ東日本ご意見承りセンター（案内時間：９時から１８時まで）

○電話：０５０－２０１６－１６５１

※火入れの関係で連絡したとお伝えいただくと以下の管理者へ電話がつながりますので、ＪＲ担当職員の指示に従ってください。

〈管理者〉

東日本旅客鉄道株式会社 土浦保線技術センター

〒３００－００３２ 土浦市湖北１丁目１０番５５号

◆河川敷に該当する場合〔許可後の連絡〕

火入れ実施前に、河川管理者である「茨城県 水戸土木事務所 河川整備課」へ連絡をしてください。

【連絡時期】

火入許可証が届いてから火入れ実施前まで

【連絡方法】

郵送、FAX、E-mailのいずれかで以下の【必要書類】を提出してください。

【必要書類】

①火入許可証の写し(市から送られたもの)

②火入れの目的や日時、防火体制など、概要が分かる資料

（市へ提出した「火入許可申請書」の控えでも構いません。）

③見取図（火入を実施する箇所の位置図）

※写し（コピー）等は、申請者側でご準備ください。

【連絡先】

茨城県 水戸土木事務所 河川整備課

○郵送先：〒310-0802

水戸市柵町1丁目3番1号（水戸合同庁舎内）

茨城県 水戸土木事務所 河川整備課

○FAX：029-225-4517

○E-mail：mitodo09@pref.ibaraki.lg.jp

○問合せ先：029-225-4045（8時30分から17時15分）

◆高速道路の隣接地に該当する場合【許可後の連絡】

火入れ実施前に、「東日本高速道路株式会社（^{ネクスコ}NEXCO東日本）水戸管理事務所」へ連絡
をしてください。

【連絡時期】

火入実施の1週間前までには郵送をお願いいたします。

【連絡方法】

郵送により【必要書類】を提出してください。

【必要書類】

- ①火入許可証の写し（市から送られたもの）
- ②火入許可申請書
- ③見取図（火入を実施する箇所の位置図）

【連絡先】

〒311-4163 水戸市加倉井町2206番地

東日本高速道路株式会社（^{ネクスコ}NEXCO東日本） 水戸管理事務所 TEL：029-252-6151

また、火入れの際は、以下の点に留意の上実施していただくようお願いいたします。

高速道路内に煙が流れないように、風向き等に十分配慮すること。
特に降灰等により、高速道路上で交通事故が発生すると、道路管理会社より損害賠償
請求をされる可能性もあります。

以上